

## 保証業務の流れ

- 迅速・的確な業務の遂行で、中小企業・小規模事業者の安定と発展に貢献します。



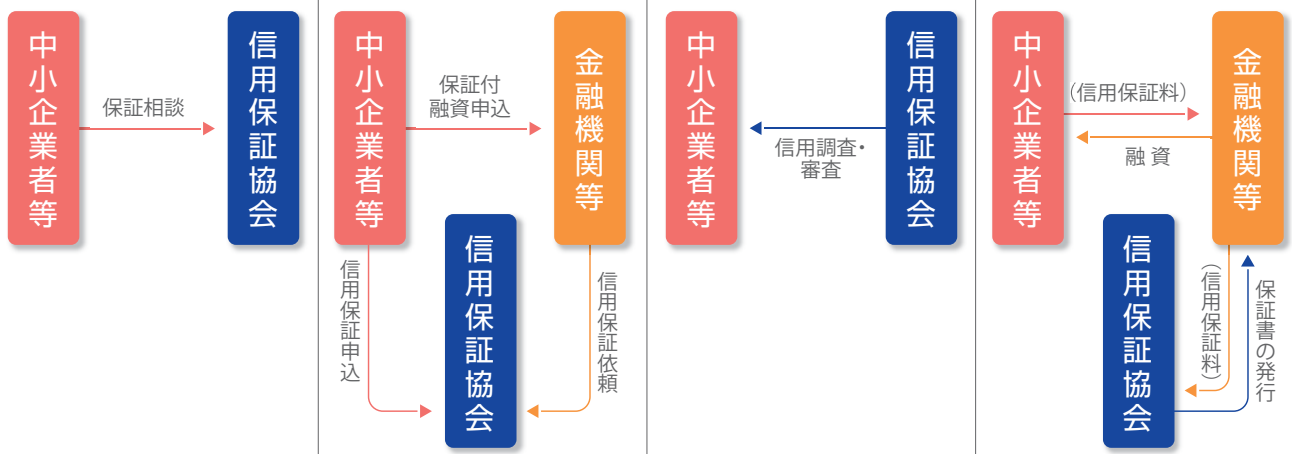
信用保証協会の窓口で、創業予定者や中小企業者等からの保証相談を受けています。

中小企業者等が信用保証の申込みをする場合、信用保証協会の窓口、あるいは商工団体・地方公共団体等を通じて申込みする方法(斡旋保証)と金融機関に対して保証付融資を申込みする方法(金融機関経由保証)の二通りがあります。これは金融機関と中小企業者等を信用保証協会が結びつけるという「斡旋保証」のメリットと、保証手続きの迅速化を図るといった「経由保証」のメリットのいずれをも活かすために併存させているものです。いずれの方法においても、信用保証委託申込書等の必要書類一式を提出していただきます。

保証の申込みを受けた信用保証協会は、経営者の人柄、企業の将来性や発展性、財務内容、返済能力等について総合的に信用調査を行います。この信用調査は中小企業者等の信用力を最大限に引き出すために行うもので、現地調査や面談調査などにより行います。信用調査の結果に基づき、保証の諾否についての審査を行います。

審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関あてに「保証書」を発行します。金融機関ではこの保証書に基づいて融資を実行します。融資の際には、金融機関が定める所定金利とともに、保証内容によって定められた信用保証料が必要となります。この信用保証料は、日本政策金融公庫に対する保険料や信用保証協会を運営する上で必要な費用等に充当します。

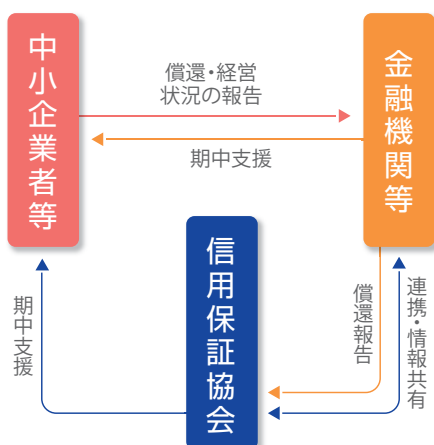
※信用保証協会の役割は、融資を保証することであり、信用保証協会が直接、中小企業者等への融資を実行するわけではありません。



## 期中支援・償還

融資を受けた中小企業者等は、金融機関との約定に沿って債務を償還(返済)します。

信用保証協会は、保証後も中小企業者等への訪問等による経営状況の継続的な把握や、金融機関・関係機関との連携・情報共有により、状況に応じた適切な期中支援に努めます。



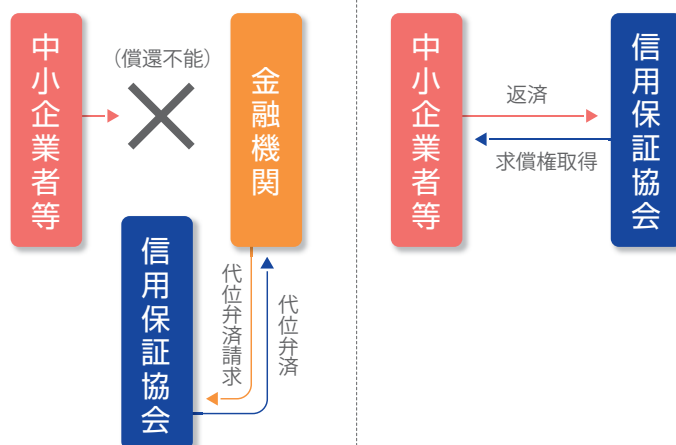
## 返済が困難となった場合

### 代位弁済

倒産などの事由により中小企業者等が債務を返済できない事態(償還不能)となった場合、信用保証協会では償還不能になった元金の一部または全部、および一定範囲内の利息を、中小企業者等に代わって金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると、金融機関に代わり信用保証協会が債権者となります。

### 回収

代位弁済後、信用保証協会は代位弁済額の一定割合を日本政策金融公庫から受領し、中小企業者等からの債権回収の義務を負います。信用保証協会では中小企業者等の実状に応じて債権の回収を図り、回収金を填補された割合に応じて日本政策金融公庫に返納します。この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は信用保証協会の大切な業務となっています。



# 信用保証の利用について

## ■ 企業規模

法人は、次の資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。

個人事業者の場合は、次の常時使用する従業員数が該当すればご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業、運送・倉庫業、建設業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

政令特例業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

\*生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全員の臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

\*組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

\*医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

## ■ 業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただくことができます。

ただし、農業・林業・漁業、金融・保険業、風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業種等についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

## ■ 所在地

個人の場合は、現に居住している住居または事業所を兵庫県内に有している方を対象としています。

法人の場合は、事業実態のある本店または事業所を兵庫県内に有している先を対象としています。

ただし、自治体融資制度の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。

## ■ 業 歴

客観的に事業を行っていることが明らかな方を対象としています。  
ただし、自治体融資制度の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。  
なお、創業関連保証と創業等関連保証については、創業前から対象となる場合があります。

## ■ 保証限度額

個人・会社・医療法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

\*上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

## ■ 保証期間

個別の案件によって判断しますので、ご相談ください。  
なお、特別な保険を利用した保証制度や特定の目的を持って創設された保証制度、県・市町の融資制度等については、それぞれの制度の定めるところによります。

## ■ 資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

## ■ 連帯保証人

次のような場合を除き、原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要です。

- ①実質的な経営権を有する方、許認可等名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ②申込人(法人の場合はその代表者)が健康上の理由(高齢を含む)により、事業承継予定者である方が連帯保証人となる場合
- ③財務内容その他の経営状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

## ■ 担 保

必要に応じて、不動産または有価証券などを提供していただきます。

# 責任共有制度について

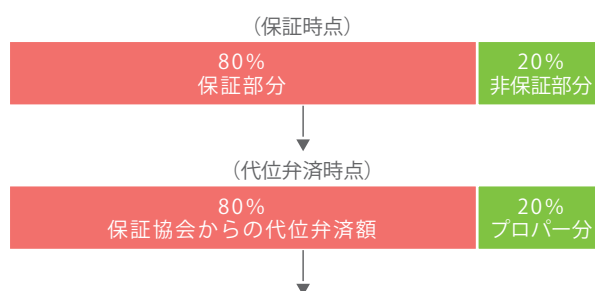
## ■ 責任共有制度の導入について

保証協会の保証付融資については、原則として保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者等に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』を導入しています。

### 1. 責任共有制度の概要

金融機関は、部分保証方式(金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式)、または負担金方式(金融機関の過去の制度利用実績(代位弁済率等)に基づき一定の負担金を支払う方式)のいずれかの方式を選択することとなり、金融機関の負担割合は20%となります。

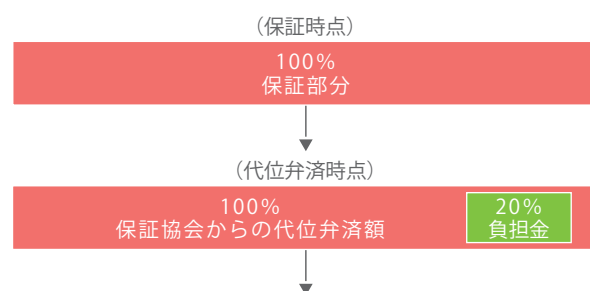
#### 【部分保証方式の場合】



金融機関は80%部分の保証部分について、保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。

○保証金額 = 融資金額 × 80%

#### 【負担金方式の場合】



金融機関は全額(100%)を保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

○負担金 = 保証債務平均残高(X期) ×  $\frac{\text{代位弁済額(Y期)} - \text{不動産担保回収に関する額(Y期)}}{\text{保証債務平均残高(Y期)}} \times 20\%$

※X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は、平成19年10月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限り、保証承諾したものに限る。

※Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績率を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限り、保証承諾したものに限る。

※金融機関がいずれの方式を選択しているかによって、ご利用の際の保証料や保証金額に影響することはありません。

※部分保証を前提に創設された保証制度(特定社債保証、流動資産担保融資保証)については、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

## 2. 責任共有制度の対象とならない保証

以下に掲げる保証については責任共有制度の対象外です(100%保証)。

### 【対象除外】

#### ①小口零細企業保証(全国統一の保証制度)

融資限度額：1,250万円(既存の保証付融資残高を含む)

対象者：常時使用する従業員数が20人以下(商業またはサービス業\*を主たる事業とする事業者については5人以下)の個人および法人等 ※宿泊業および娯楽業は20人以下

#### ②特別小口保険に係る保証

#### ③経営安定関連保険(セーフティネット)1号～6号に係る保証

#### ④災害関係保険に係る保証

#### ⑤創業関連保険(再挑戦支援保証含む)、創業等関連保険に係る保証

#### ⑥求償権消滅保証(流動資産担保融資保証等、部分保証を要件とする保険を利用した場合を除く)

#### ⑦破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)

#### ⑧事業再生保険に係る保証

#### ⑨東日本大震災復興緊急保証

#### ⑩経営力強化保証(責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合)

#### ⑪経営改善サポート保証(責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合)

# 信用保証料①

## ■ 保証料率

信用保証協会の保証によって融資を受けた場合は、保証利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。いただいた信用保証料は、信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営する上で必要な費用に充当されます。保証料率は、平成18年4月から中小企業者等の経営状況に応じた9区分の体系へ改定しました(現在の責任共有外保証料率を適用)。平成19年10月『責任共有制度』の導入以降、現在の保証料率体系となっています。

## ■ 保証料率決定スキーム



# 信用保証料②

## ■ 信用保証料の計算

信用保証料は、貸付金額、保証期間、保証料率、分割係数に基づき、一定の計算式により算出されます。なお、保証期間は、最終返済日が確定している保証(根保証等)は「日単位」、それ以外の保証は「月単位」で算出します。

### 【計算式 一括返済の場合(根保証を含む)】※月単位の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12}$$

#### 計算例

貸付金額1,000万円、保証期間12ヵ月、保証料率1.15%  
 $1,000\text{万円} \times 1.15\% \times 12 \div 12 = \underline{115,000\text{円}}$

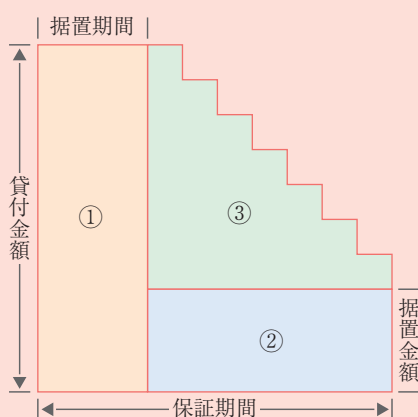
### 【計算式 分割返済の場合】※月単位の場合

$$\text{信用保証料} = \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

$$\text{①据置期間部分の信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{据置期間(月)}}{12}$$

$$\text{②据置金額部分の信用保証料} = \text{据置金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)}}{12}$$

$$\text{③分割返済部分の信用保証料} = (\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)}}{12} \times \text{分割係数}$$



#### 計算例

貸付金額1,000万円、保証期間12ヵ月のうち6ヵ月据置  
 毎月100万円の均等分割返済(5回)、残額500万円期日一括払  
 保証料率1.15%

$$\text{①} 1,000\text{万円} \times 1.15\% \times 6 \div 12 = 57,500\text{円}$$

$$\text{②} 400\text{万円} \times 1.15\% \times (12 - 6) \div 12 = 23,000\text{円}$$

$$\text{③} (1,000\text{万円} - 400\text{万円}) \times 1.15\% \times (12 - 6) \div 12 \times 0.70 = 24,150\text{円}$$

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = \underline{104,650\text{円}}$$

## 分割係数表

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

※分割係数とは、分割返済の場合の信用保証料を算出する際に、返済回数に応じたより実質的な信用保証料を算出するための数値です。

## ■ 条件変更保証料の計算

条件変更保証料は、次の方法により計算します(日割計算)。

### ①保証期限内の条件変更

条件変更保証料 = 変更後条件による信用保証料 - 控除計算額(未経過保証料\*) + 未収保証料

### ②保証期限後の条件変更

条件変更保証料 = 変更後条件による信用保証料 + 期限経過後保証料 + 未収保証料

※未経過保証料とは、既収保証料のうち、条件変更の承諾日(変更承諾日)の翌日から変更前の保証期限まで(未経過期間)にかかる信用保証料をいい、未経過期間の返済方法に応じた未経過率等を用いて、次の方法により計算します。

未経過保証料 = 既収保証料 × 未経過率

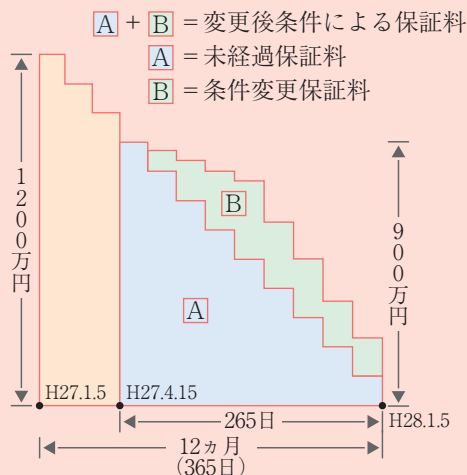
#### 未経過率

一括返済(根保証を含む)の場合	未経過率 = 未経過期間 ÷ 当初保証期間
分割返済の場合	未経過率 = (未経過期間 ÷ 当初保証期間) <sup>2</sup>

### 【条件変更保証料の計算例(あくまで一例です)】

#### 例1)保証期限内に返済方法を変更する場合

当初保証条件		変更後条件	
貸付金額	12,000,000円	変更後金額	9,000,000円
貸付日	H27.1.5	変更承諾日	H27.4.15
保証期限	H28.1.5	変更後期限	H28.1.5
保証期間	12ヵ月(365日)	変更後保証期間	265日
返済方法	H27.2からH27.12まで 毎月5日に1,000,000円、 残額1,000,000円期日返済	返済方法	H27.5からH27.8まで毎月5日に500,000円、 H27.9からH27.12まで毎月5日に1,600,000円、 残額600,000円期日返済
保証料率	1.00%	保証料率	1.00%



#### 計算方法

既収保証料 78,000円

●未経過保証料 **A** = 既収保証料 × 未経過率

$$78,000円 \times (265日 \div 365日)^2 = 41,115円 \dots \textcircled{1}$$

●変更後条件による保証料 **A + B** =

$$\text{変更後金額} \times \frac{\text{保証料率} \times \text{変更後保証期間(日)}}{365} \times \text{分割係数}$$

$$9,000,000円 \times \frac{1.00\% \times 265日}{365} \times 0.72 = 47,046円 \dots \textcircled{2}$$

●条件変更保証料 **B** = ② - ①

$$47,046円 - 41,115円 = 5,931円$$

※不均等返済用の分割係数を適用しています。

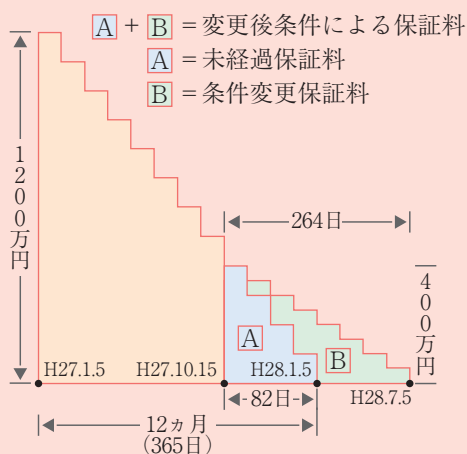


# 信用保証料③

例2) 保証期限を超えて返済方法と保証期限を変更する場合

当初保証条件	
貸付金額	12,000,000円
貸付日	H27.1.5
保証期限	H28.1.5
保証期間	12ヵ月(365日)
返済方法	H27.2からH27.12まで 毎月5日に1,000,000円、 残額1,000,000円期日返済
保証料率	1.00%

変更後条件	
変更後金額	4,000,000円
変更承諾日	H27.10.15
変更後期限	H28.7.5
変更後保証期間	264日
返済方法	H27.11からH28.6まで 毎月5日に450,000円、 残額400,000円期日返済
保証料率	1.00%



### 計算方法

既収保証料 78,000円

● 未経過保証料 A = 既収保証料 × 未経過率

$$78,000円 \times (82日 \div 365日) = 3,936円 \dots ①$$

● 変更後条件による保証料 A + B =

$$\text{変更後金額} \times \frac{\text{保証料率} \times \text{変更後保証期間(日)}}{365}$$

$$4,000,000円 \times \frac{1.00\% \times 264日}{365} \times 0.65 = 18,805円 \dots ②$$

● 条件変更保証料 B = ② - ①

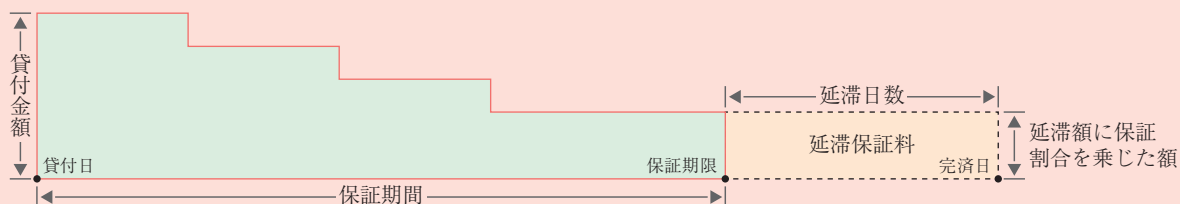
$$18,805円 - 3,936円 = 14,869円$$

## 延滞保証料

保証期限に借入金を返済できない場合は、延滞額に保証割合を乗じた額に対し、保証期限の翌日から完済日まで、年3.65%の割合による延滞保証料をお支払いいただきます。なお、保証期限の翌日から完済日までの日数が10日以内の場合や延滞保証料が1,000円以下の場合、延滞保証料をお支払いいただく必要はありません。

### 【計算式】

$$\text{延滞保証料} = \text{延滞額} \times \text{保証割合} \times \frac{3.65\%}{365} \times \text{延滞日数}$$



### 計算例

延滞額235,000円、保証割合100%、延滞日数45日

$$235,000円 \times 100\% \times 3.65\% \div 365 \times 45 = 1,057円 \text{ (円未満切り捨て)}$$

## ■ 信用保証料の分割支払

信用保証料は一括支払の他、保証期間が2年を超える場合(当座貸越根保証、カードローン根保証は保証期間が1年を超える場合)は、申し出により分割支払ができます。

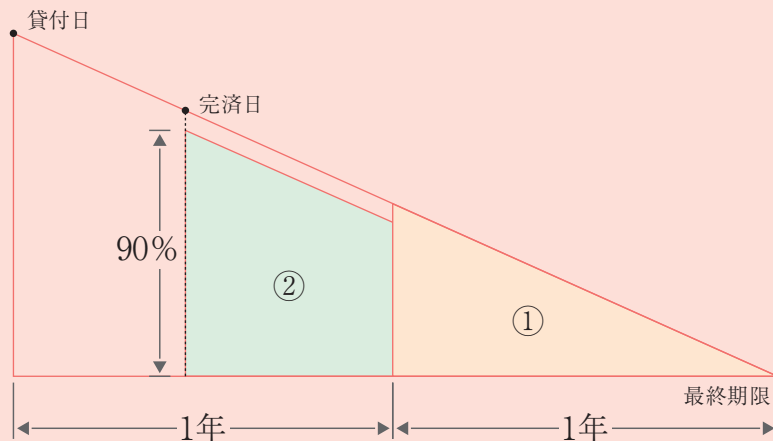
## ■ 信用保証料の返戻 (返戻保証料)

保証期限前に借入金を完済した場合は、信用保証料の一部を返戻しています。返戻は次の①と②の合計金額です(ただし、1,000円以下は返戻しません)。

### 【計算式】

返戻保証料 = ① + ②

- ① 貸付実行日から起算して、保証期間を1年ごとの期間に区分し、完済日の属する期間(1年間)までを除いた未経過期間(年単位)にかかる信用保証料
- ② 完済日の属する期間(1年間)については、完済した日までを除いた未経過期間にかかる信用保証料の90%



### 計算例

貸付金額1,000万円、保証期間24ヵ月(730日)、均等分割返済、保証料率1.15%、当初保証料138,000円、270日目に完済

$$\text{① } 138,000 \text{円} \times \left( \frac{365 \text{日}}{730 \text{日}} \right)^2 = 34,500 \text{円}$$

$$\text{② } \{ 138,000 \text{円} \times \left( \frac{365 \text{日} + 95 \text{日}}{730 \text{日}} \right)^2 - 34,500 \text{円} \} \times 90\% = 18,266 \text{円 (円未満切り捨て)}$$

$$\text{①} + \text{②} = \underline{52,766 \text{円}}$$

# 主な保証制度①

こんな時に	制 度	対 象
経営改善を図りたい	経営改善サポート保証 (事業再生計画実施関連保証)	経営サポート会議や兵庫県中小企業再生支援協議会等による支援を受けて作成した事業再生の計画等に基づき、経営改善に取り組む中小企業者
	経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への進捗報告を行う中小企業者
極度を設定し、スピーディかつタイムリーに資金調達したい	当座貸越 (貸付専用型) 根保証	次のすべての要件に該当する中小企業者(組合は企業組合、協業組合のみが対象) 【法人の場合】①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること 【個人の場合】①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③次のア〜ウのいずれかに該当すること ア中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること イ確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を300万円以上計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること ウ確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を100万円以上計上し、不動産等物的担保の提供があること
	事業者カードローン 当座貸越根保証	次のすべての要件に該当する中小企業者(組合は企業組合、協業組合のみが対象) 【法人の場合】①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること 【個人の場合】①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③次のア、イのいずれかに該当すること ア中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること イ確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること
スピーディに資金調達したい	小規模企業支援型保証 「エール」	次の要件①から④に該当し、法人の場合は⑤および⑥、個人の場合は⑦および⑧に該当する中小企業者(組合は除く) ①引き続き1年以上事業を営んでいること ②保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること ③常時使用する従業員数が20人(商業、サービス業*は5人)以下であること *宿泊業および娯楽業は20人以下 ④当協会の保証利用実績がある、または取扱金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること 【法人の場合】⑤保証申込直前期決算(12ヵ月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、経常利益(経常損失)と減価償却費を合算した金額が(当該申込を含めた)本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑥債務超過でないこと 【個人の場合】⑦保証申込直前期決算(12ヵ月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、所得金額(所得損失)と減価償却費を合算した金額が(当該申込を含めた)本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑧申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書で売上金額が把握できること
	金融機関提携保証 「飛躍(ひやく)」	金融機関および当協会が定めた審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する中小企業者(法人のみ、組合は除く) ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること ③税務署の受付印がある直近2期(12ヵ月分×2期)の決算書を提出できること ④申込を行う金融機関と次のいずれかに該当する取引があるもの ア 与信取引が1年以上ある イ 申込時点で保証協会の保証を付さない融資残高がある ウ 本保証と同時に保証を付さない融資を行う
資金繰りを安定させたい	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	経済産業大臣が指定した、①大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受ける中小企業者②取引先企業のリストラ等による事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引中小企業者および近隣等に所在する中小企業者③突発的災害(事故等)により、影響を受ける特定の地域の特定の業種に属する事業を営む中小企業者④突発的災害(自然災害等)により、影響を受ける特定の地域の中小企業者⑤業況の悪化している業種に属し、売上高等が減少している中小企業者⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど、資金繰りが悪化している中小企業者⑦金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入が減少している中小企業者⑧整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生の可能性があると認められる中小企業者、のいずれかに該当し、市・町から認定を受けた中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)
	借換保証	一般保証または経営安定関連保証に係る既往借入金の残高がある中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)
長期間柔軟な返済方法などにより、資金繰りを改善したい	ひょうご連携支援保証	保証協会をご利用いただける中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)

※対象となるのは、原則として兵庫県内で保証対象業種を営み(法人の場合は、事業実態のある本店または事業所を、個人の場合は現に居住している住居または事業所を有する方)、許認可  
※主な要件のみを記載しており、これ以外にも要件等がある場合があります(制度の詳細につきましては、別途パンフレット等を参照してください)。

※原則として、代位弁済を受け、その残高が残っている方はご利用いただけません。

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。  
(平成27年6月現在)

保証限度額 ( )内は組合の場合	資金使途	期 間	連帯保証人	担 保	保証料率
2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)	運転・設備	【一括返済時】1年以内 【分割返済時】15年以内 (うち据置期間1年以内)	法人の代表者のみ ※代表者以外も 必要となる場合 があります	必要に応じ徴求	0.7% 責任共有制度の対象外となる保証(100% 保証)を同額以内で借換する場合は0.8%
2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)		【一括返済時】1年以内 【分割返済時】運転:5年以内、 設備:7年以内(うち据置1年以内)		必要に応じ徴求	責任共有保証料率:0.45~1.75%(BSなし1.15%) 責任共有外保証料率:0.50~2.00%(BSなし1.35%)
100万円以上2億8,000万円以下		1年間 または 2年間		原則として、保証金額が 5,000万円以下は不要 5,000万円超の場合は 担保が必要	責任共有保証料率: 0.39~1.62%(BSなし0.98%)
100万円以上2,000万円以下				原則として不要	
2,000万円以下		運転:7年以内 (うち据置6ヵ月以内) 設備:10年以内 (うち据置6ヵ月以内)		不要	責任共有保証料率: 0.45~1.90%(BSなし1.15%)
1億円以下 ただし、「じんそく(廃止制度)」、 「スーパーじんそく(廃止制度)」 および「飛躍」の融資残高合計額が 1億円を超えない範囲					責任共有保証料率:0.45~1.90%
2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ただし、既存のセーフティネット保証および災 害関係保証(東日本大震災分)の残高との合 計で2億8,000万円以下 (ただし、⑥は、3億8,000万円以下)		10年以内			責任共有保証料率:0.80% (左記対象の⑦⑧に該当する方) 責任共有外保証料率:0.90% (左記対象の①~⑥に該当する方)
2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)		10年以内 (うち据置1年以内)		必要に応じ徴求	【一般保証】 責任共有保証料率:0.45~1.90%(BSなし1.15%) 責任共有外保証料率:0.50~2.20%(BSなし1.35%) 【経営安定関連保証】 責任共有保証料率:0.80% 責任共有外保証料率:0.90%
2億8,000万円以下		15年以内			責任共有保証料率: 0.45~1.90%(BSなし1.15%)

等が必要とする業種は当該許認可等を取得している中小企業・小規模事業者です。

信用保証協会の概要と  
コンプライアンス

信用保証の  
しくみ

信用保証の概要

中期事業  
計画

平成27年度  
経営計画

平成26年度  
事業概況

財務報告(平成26年度)

信用保証の状況

協会組織、広報活動、  
反社会的勢力への対応

# 主な保証制度②

こんな時に	制 度	対 象																														
【小規模事業者向け】 事業資金を調達したい	小口零細企業保証	次の要件①、②のいずれかに該当する小規模事業者 ①常時使用する従業員(組合員)数が20人以下の個人、会社、医業を主たる事業とする法人、協業組合、企業組合(商業・サービス業*を営む個人、会社は従業員5人以下) ※宿泊業および娯楽業は20人以下 ②事業協同小組合、または組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む事業協同小組合																														
	地域ふれあい保証	上記「小口零細企業保証」の対象となる方であって、次の要件①、②に該当し、法人の場合は③および④に、個人の場合は⑤および⑥に該当する小規模事業者等 ①1年以上同一事業を営み今後も当該事業を継続する先で、1回以上税務申告を行っていること ②商工会または商工会議所から経営指導を受け、推薦を受けていること 【法人の場合】③保証申込直前期の決算において経常利益を計上していること ④保証申込直前期の決算において債務超過でないこと 【個人の場合】⑤保証申込直前期の決算において所得金額*を計上していること ⑥申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書に添付の青色申告決算書または収支内訳書(白色申告の場合)で売上金額が把握できること																														
売掛債権や棚卸資産を担保に 事業資金を調達したい	流動資産担保融資保証	国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を有する中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。																														
市場から 資金調達したい	特定社債保証	株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社で、経済産業省令で定める右記要件のうち、直近の決算において、基準①～③のいずれかに該当している中小企業者。ただし、ロおよびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>項 目</th> <th>基準①</th> <th>基準②</th> <th>基準③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td>純資産額</td> <td>5千万円以上 3億円未満</td> <td>3億円以上 5億円未満</td> <td>5億円以上</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	基準①	基準②	基準③	イ	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	ロ	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ハ	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	イ	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	ハ	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
	項 目	基準①	基準②	基準③																												
イ	純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上																												
ロ	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																												
ハ	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																												
イ	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																												
ハ	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																												
経営者保証を要せずに 資金調達したい	経営者保証 ガイドライン対応保証	次の要件(1)～(4)をすべて満たす中小企業者 (1)法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること (2)法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと (3)法人から適時適切に財務情報等が提供されており、本制度による保証付き融資を実行後も提供すること (4)法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であると判断し得るものとして、次の「無担保無保証人要件」または「有担保無保証人要件」のいずれかに該当すること 【無担保無保証人要件】 以下の①を充足し、かつ②または③のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が20パーセント以上であること ②使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること ③インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること 【有担保無保証人要件】 以下の①および②をともに充足すること ①上記の無担保無保証人要件①から③までのいずれか1項目以上を充足すること ②法人および経営者本人等の所有する不動産担保等にて保全の充足が図られていること																														
創業したい	創業等関連保証	新規に県内で開業する方で、次の要件①～⑥のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、借入金額と同等以上の自己資金を有し、1ヵ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、借入金額と同等以上の自己資金を有し、2ヵ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社																														
	創業関連保証	新規に県内で開業する方で、次の要件①～⑥のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、1ヵ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社																														
	支援創業関連保証	認定特定創業支援事業の支援を受けた創業者 ①事業を営んでいない個人で、6ヵ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、6ヵ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社																														

\*対象となるのは、原則として兵庫県内で保証対象業種を営み(法人の場合は、事業実態のある本店または事業所を、個人の場合は現に居住している住居または事業所を有する方)、許認可  
\*主な要件のみを記載しており、これ以外にも要件等がある場合があります(制度の詳細につきましては、別途パンフレット等を参照してください)。  
\*原則として、代位弁済を受け、その残高が残っている方はご利用いただけません。

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。  
(平成27年6月現在)

保証限度額 ( )内は組合の場合	資金用途	期 間	連帯保証人	担 保	保証料率
1,250万円以下 (既保証付融資残高含む)	運転・設備	7年以内 (うち据置6ヵ月以内)	法人の代表者のみ ※代表者以外も 必要となる場合 があります	原則として不要	責任共有外保証料率: 0.50~2.20%(BSなし1.35%)
				不要	責任共有外保証料率: 0.40~2.10%(BSなし1.25%)
2億円以下		1年間 (個別保証は1年以内)	売掛債権、棚卸資産	責任共有保証料率:0.68%	
4億5,000万円以下 ただし、他の保証 (経営安定関連保証等を除く) と合算で5億円以内		2年から7年までの 1年単位	保証金額2億円 (発行額2億5千万円) 超の場合は必要	責任共有保証料率:0.45~1.90%	
2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)		【一括返済時】1年以内 【分割返済時】運転:3年以内、 設備:5年以内 (うち据置6ヵ月以内)	「有担保無保証人要件」 に該当する場合を 除き、不要		
1,500万円以下		10年以内 (うち据置1年以内)	法人の代表者のみ ※代表者以外も 必要となる場合 があります	不要	責任共有外保証料率:1.00%
1,000万円以下 ただし、創業関連保証と 支援創業関連保証の合算限度額は 1,500万円					
1,500万円以下 ただし、創業関連保証と 支援創業関連保証の合算限度額は 1,500万円					

等を必要とする業種は当該許認可等を取得している中小企業・小規模事業者です。

信用保証協会の概要と  
コンプライアンス

信用保証の  
しくみ

信用保証の概要

計 中期事業  
画

経営計画  
平成27年度

事業概況  
平成26年度

財務報告(平成26年度)

信用保証の状況

協会組織、広報活動、  
反社会的勢力への対応

# その他の保証制度

制 度	概 要
公害防止保証	県知事または経済産業局長が公害防止のため必要と認定した資金について行う保証
エネルギー対策保証	経済産業大臣が指定したエネルギーの使用の合理化に資する施設または石油代替エネルギーを使用する施設の設置に係る資金について行う保証
海外投資関係保証	経済産業省令に定める海外直接投資事業に必要な資金について行う保証
新事業開拓保証	「新事業開拓保険に係る新事業認定実施要領」に基づき、新事業として協会が認定した事業等に必要な資金について行う保証
事業再生保証	法的な再建手続を実施する中小企業者の事業資金ニーズに対応するために行う保証
一括支払契約保証	納入企業が保有する売掛債権の早期現金化を促進するために、支払い企業の買掛債務に対して行う保証
災害関係保証	風水害、火災、地震等により激甚災害に指定された災害の復旧に必要な資金について行う保証
労働力確保関連保証	県知事が認定した改善計画に従って雇用管理の改善を行うのに必要な資金について行う保証
中小小売商業関連保証	経済産業大臣等が認定した高度化事業計画に従った高度化事業等に必要な資金について行う保証
商店街整備等支援関連保証	県知事が認定した商店街整備等支援計画に従った高度化事業の実施に必要な資金について行う保証
伝統的工芸品支援関連保証	経済産業大臣が認定した支援計画に従った伝統的工芸品産業を支援する事業に必要な資金について行う保証
地域伝統芸能等関連保証	地域伝統芸能等の活用行事に関連して実施される特定事業等に必要な資金について行う保証
小規模事業者支援関連保証	商工会および商工会議所と連携して小規模事業者の経営の改善または発展を支援する事業に必要な資金について行う保証
中心市街地商業等活性化関連保証	主務大臣等が認定した特定事業計画または中小小売商業高度化事業計画に従って市街地の整備改善などに必要な資金について行う保証
中心市街地商業等活性化支援関連保証	主務大臣等が認定した認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金について行う保証
異分野連携新事業分野開拓関連保証	主務大臣が認定した異分野連携新事業分野開拓についての計画の実施に必要な資金について行う保証
特定新技術事業活動関連保証	特定中小企業者が国等からの特定補助金等を利用した事業に必要な資金について行う保証
特定信用状関連保証	海外現地法人の資金調達を支援する措置として、スタンドバイ信用状による資金調達について行う保証
特定下請連携事業関連保証	下請中小企業者が自主的に取引先の開拓を図るために必要な資金について行う保証
特定中小企業再生支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた特定中小企業再生支援事業等に必要な資金について行う保証
事業再生円滑化関連保証	私的整理手続を実施する中小企業者の事業資金ニーズに対応するために行う保証
下請振興関連保証	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を行うために必要な資金について、振興事業を実施する親業者に対する売掛債権を担保として行う保証
流通業務総合効率化関連保証	主務大臣が認定した流通総合効率化事業についての計画の実施に必要な資金について行う保証
特定研究開発等関連保証	経済産業大臣の認定を受けた特定研究開発等計画の実施に必要な資金
地域産業集積関連保証	県知事の承認を受けた「企業立地計画」および「事業高度化計画」の実施に必要な資金について行う保証
地域産業資源活用事業関連保証	主務大臣が認定した地域産業資源活用事業の実施に必要な資金について行う保証
農商工等連携事業関連保証	中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進するための保証
農商工等連携支援関連保証	中小企業者と農林漁業者との事業活動の連携を支援する事業を促進するための保証
経営承継関連保証	中小企業における経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じている中小企業者に対し、経営の承継の円滑化をはかるための保証
中小企業承継事業再生関連保証	企業再生の手法として用いられる、いわゆる「第二会社方式」*により優良な事業部門を継承する事業者を支援することにより円滑な事業再生を支援するための保証 ※財務状況が悪化している中小企業の将来性のある事業を会社分割や事業譲渡により他の事業者へ承継させ、その再生を図るもの
商店街活性化事業関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って行われる商店街活性化事業に必要な資金に係る債務を保証することにより、商店街の活性化を行う中小企業者を支援するための保証
商店街活性化支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って行われる商店街活性化支援事業に必要な資金に係る債務を保証し、商店街の活性化を行う一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人を支援するための保証
東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者の経営の安定に必要な資金について行う保証
経営革新関連保証	承認経営革新計画に従って経営革新のための事業について行う保証

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。  
(平成27年6月現在)

対 象	保証限度額 ( )内は組合の場合
中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	5,000万円以下(1億円以下)
中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億円以下(4億円以下)
中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億円以下(4億円以下)
中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億円以下(4億円以下)
民事再生手続または会社更生手続を申し立てた中小企業者であって、再生計画認可後3年経っていない、かつ再生計画を完遂していない中小企業者	2億円以下
買掛金債務を負担する支払企業 ただし、保証料を負担するのは売掛金債権を有する納入企業	10億円以下 ただし、普通保険(経営安定関連特例分を除く)、無担保保険(経営安定関連特例分を除く)、特定社債保険および特定支払引受保険の合計額が10億円以下
激甚災害による被災区域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
中小企業者(個人、会社、組合)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
中小企業者(個人、会社、組合)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
公益法人	普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円
公益法人	普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円
市町村長が認定した中小企業者(個人、会社、組合)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
公益法人	普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円
中小企業者(個人、会社、組合)、特定会社、公益法人	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ただし、公益法人については、普通保険2億円、無担保保険8,000万円
特定会社、公益法人	普通保険 4億円 無担保保険 1億6,000万円 ただし、一般分(特定会社)および中心市街地商業等活性化関連特例分(特定会社、公益法人)を含む
中小企業者(個人、会社、組合)	○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ○流動資産担保保険について限度額別枠 2億円以下 ○新事業開拓保険または海外投資関係保険 4億円以下(6億円以下) ただし、一般分、他の特例分を含む
特定中小企業者(個人、会社、組合)	新事業開拓保険 3億円以下(6億円以下) ただし、一般分、他の特例分を含む
外国法人の経営を実質的に支配していると認められる中小企業者	普通保険について限度額別枠 2億円以下
主務大臣より認定を受けた特定下請連携事業計画に従って特定下請連携事業を行う特定下請事業者	○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ○新事業開拓保険 4億円以下(6億円以下) ただし、一般分、他の特例分を含む
認定支援機関として経済産業大臣の認定を受けた者であって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの	普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円
金融機関からの支援が得られており、事業の再建の合理的な見通しが認められる中小企業者で、次のいずれかに該当するもの (1)特定認証紛争解決手続(特定ADR)によって事業再生を図ろうとするもの (2)独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導または助言を受け事業再生を図ろうとするもの (3)認定支援機関の指導または助言を受け事業再生を図ろうとするもの	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
中小企業者(個人、会社、組合)	流動資産担保保険について限度額別枠 2億円以下
中小企業者(個人、会社、組合)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
中小企業者(個人、会社、組合)	○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ○新事業開拓保険 3億円以下(6億円以下) ただし、一般分、他の特例分を含む
承認を受けた企業立地計画に従って同意集積区域において企業立地を行う中小企業者、または、承認を受けた事業高度化計画に従って同意集積区域において事業高度化を行う中小企業者	普通・無担保・特別小口について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
認定を受けた地域産業資源活用事業計画書に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者	○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ○流動資産担保保険について限度額別枠 2億円以下 ○新事業開拓保険または海外投資関係保険について4億円以下(6億円以下) ただし、一般分、他の特例分を含む
「[中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律]第2条第1項に掲げる「中小企業者」かつ、「[中小企業信用保険法に規定する「中小企業者」]であって、主務大臣の認定を受けた「農工商等連携事業計画」を実施しようとする中小企業者	○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ○流動資産担保保険について限度額別枠 2億円以下 ○新事業開拓保険または海外投資関係保険について4億円以下(6億円以下) ただし、一般分、他の特例分を含む
要件を満たす「一般社団法人」、「一般財団法人」、「特定非営利活動法人」であって、主務大臣による農工商等連携支援事業計画の認定を受けたもの	普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下
産業競争力強化法に規定する中小企業承継事業再生計画を主務大臣に提出し、認定を受けた承継事業者である中小企業者(ただし、認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って、商店街活性化事業を行う商店街振興組合等またはその組合員もしくは所属員のうち法第2条第1項の各号のいずれかに該当するものであって、中小企業信用保険法に規定する中小企業者	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を行う一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人	普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円
東日本大震災により、経営に支障を来している中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ※災害関係保証(東日本大震災分)、経営安定関連保証と合算で、無担保1億6,000万円、最大5億6,000万円以下
行政庁に承認を受けた経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施する中小企業者(個人、会社、組合)	○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠2億8,000万円以下(組合4億8,000万円以下) ○新事業開拓保険または海外投資関係保険について3億円以下(6億円以下)ただし、一般分、他の特例分を含む

信用保証協会の概要と  
コンプライアンス

信用保証の  
しくみ

信用保証の概要

計 中期事業  
画

経営計画  
平成27年度

事業概況  
平成26年度

財務報告(平成26年度)

信用保証の状況

協会組織、広報活動、  
反社会的勢力への対応



# 主な兵庫県融資制度

資金名	申込みのできる方	資金使途	融資条件		
			限度額	利率	融資期間 (据置期間)
新分野進出資金	第二創業貸付	・現在の事業と異なる新しい分野に進出しようとする方	運転設備	1億円	10年(2年)
	事業応援貸付	・融資を受けた後、おおむね2年以内に売上が増加が見込まれる方 ・創業または新分野進出後、1年以上5年以内で、さらなる発展を目指す方			
	経営革新貸付	・新商品の開発、生産など新たな取組みにより経営革新を行う方 ・成長期待企業としての支援決定を受けるなど、成長が期待される方		1.50%	
		・後継者不在により事業継続が困難な方から事業譲渡等により円満に事業を取得しようとする方		1.35%	
	海外市場開拓支援貸付	・海外事業を展開しようとする方 (ただし、県内において事業を継続する見通しがない場合を除く)		運転1億円 設備3億円 (注1)	
新技術・新事業創造貸付	・先端技術集約機器の導入または先進技術の開発を行う方 ・情報化投資を行う方または情報サービス業を営む方 ・新技術・新製品の開発や事業化に取組む方 ・健康・福祉・シルバー関連産業を営む方、または新たに営もうとする方 ・「ひょうごNo.1ものづくり大賞」「ひょうごクリエイティブビジネスグランプリ」「ひょうご優良経営賞」顕彰企業	2億円 (うち運転1億円)			
設備投資資金	設備投資促進貸付	・新製品製造などのため、機械・設備の新設を行う方 ・事業の効率化や改善・継続などのため、既存設備の更新を行う方	設備およびこれに伴う運転	3億円 (注1)	1.10%
	防災・エネルギー設備促進貸付	・施設の耐震改修、機械の転倒防止など防災関連の設備投資を行う方 ・自家発電設備の整備、蓄電池の整備等を行う方 ・太陽光発電、風力発電等再生可能エネルギーを導入する方		3億円 (特認5億円) (注1)	1.10%
立地資金	拠点地区進出貸付	・県が指定した拠点地区に進出する場合、県内常用雇用者を11人以上(但馬、丹波、淡路、北播磨(西脇市および多可町)、中播磨(神河町)、西播磨(赤穂市、たつの市(旧新宮町の区域に限る。)、宍粟市、上郡町および佐用町は県内常用雇用者6人以上雇用する方)	設備	100億円 (注1)	1.00%
	産業団地進出貸付	・県が定める産業団地に土地を購入または賃借(定期借地を含む)し、進出しようとする方(土地購入後3年以内に事業を開始することが必要)		5億円 (特認10億円) (注1)	1.30%
観光・商業設備資金	商店街活性化貸付	・商店街・まち再生に向け、商店街施設等の整備を行う商店街振興組合等(まちづくり会社を含む)の方		3億円 (注1)	1.10%
	商店活性化貸付	・店舗の増改築、駐車場の整備等を行う方 ・空き店舗について、店舗・建物を改修・改築し、賃貸用住宅・駐車場等にして賃貸する方	設備およびこれに伴う運転	7,000万円	1.50%
	観光等設備貸付	・観光施設(ドライブイン、レストハウス等)およびレクリエーション施設(スポーツ施設、教養・文化施設等)、分煙設備の整備を行う方	企業 7,000万円 組合 1億4,000万円	企業 7年(1年) 組合 10年(1年)	
ユニバーサル推進資金	ユニバーサル推進貸付	・宿泊施設等の観光施設を有しており、バリアフリー化・国際化対応を伴う建築・修繕・改修を行う方 ・障害者・高齢者を雇用する方または事業所内保育施設・勤労者福祉施設等の設置・改修等を行う方	設備	2億円	1.10%
開業資金	新規開業貸付	・経験、資格を生かして新たに事業を開始する方 ・経験、資格を生かして新たに営業を開始して1年未満の方 ・新規に個人で、または会社を設立して事業を開始する方(経験・資格等がない場合) ・営業を開始して1年未満の方	運転設備	資格・経験あり 3,500万円 資格・経験なし 2,500万円 (3,000万円(注2))	1.00%
	再挑戦貸付	・個人事業主または法人の経営者で、いったん事業を廃止し、事業廃止から5年以内に再起業を図る方		1,000万円	1.30%

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。  
(平成27年6月現在)

資金名	申込みのできる方	資金使途	融資条件				
			限度額	利率	融資期間 (据置期間)		
経営安定資金	経営円滑化貸付	運転	1億円	1.05%	10年(2年)		
	連鎖倒産防止貸付					5,000万円	7年(1年)
	金融変化対策貸付	2億円	1.65%				
	企業再生貸付			2億8,000万円	1.25%		
	経営力強化貸付	運転設備	10年(1年)				
借換資金	借換等貸付	県制度融資等返済資金	1億円	1.75%	10年(1年)		
	長期資金	運転	企業5,000万円 組合1億円		10年(2年)		
短期資金	短期の一般的な事業資金を必要としている方 貿易(輸出・輸入)のための資金を必要とする方	運転	3,000万円	1.50%	1年または6か月		
小規模資金	小規模無担保貸付	運転設備	2,500万円	1.65%	7年(6か月)		
	無担保・無保証人貸付					1,250万円	1.45%
	特別小規模貸付						
経営活性化資金	取扱金融機関と1年以上の与信取引のある法人・個人(ただし、個人事業主については青色申告を行っている方)						

※上表制度の利用には、別途要件が定められており、認定等を要するものもあります。詳細につきましては、別途お問い合わせください。  
※利率は年度途中で変更する場合があります。  
(注1)ただし、保証限度額は1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円です。  
(注2)認定特定創業支援事業の支援を受けて開業する方のみ。

信用保証協会の概要と  
コンプライアンス

信用保証の  
しくみ

信用保証の概要

計画  
中期事業

経営計画

平成27年度

事業概況

平成26年度

財務報告(平成26年度)

信用保証の状況

協会組織、広報活動、  
反社会的勢力への対応

# 兵庫県融資制度の保証料率割引について

設備投資や第二創業などの取組を推進するため、平成27年度兵庫県融資制度における貸付利率の引下げにあわせて、保証料率の割引を実施しています。

本取組では、兵庫県と当協会が協調し、中小企業・小規模事業者が負担する保証料率を30%割引し、より一層前向きな事業の発展を応援しています。

## ①保証料率の割引について

以下の資金について、兵庫県と当協会が協調して保証料率を割引きます。

「設備投資促進貸付」「第二創業貸付」「事業応援貸付」「経営革新貸付」  
「海外市場開拓支援貸付」「新技術・新事業創造貸付」

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
通常	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%



※30%割引

お客様にご負担いただく保証料率	1.330%	1.225%	1.085%	0.945%	0.805%	0.700%	0.560%	0.420%	0.315%
-----------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

※30%の保証料率割引のうち、兵庫県が中小企業・小規模事業者に代わって一部を負担します。

## ②貸付利率の引下げについて

兵庫県融資制度にかかる貸付利率が引下げられています。

### 【参考】主な兵庫県融資制度の貸付利率

資金名	変更後利率	変更前利率	引下幅
設備投資促進貸付	1.10%	1.55%	0.45%
新規開業貸付	1.00%	1.35%	0.35%
経営円滑化貸付	1.05%	1.10%	0.05%
長期資金	1.75%	1.80%	
借換等貸付	1.75%	1.80%	

※上表は主な融資制度を示したものです。その他の制度についてはお問い合わせください。

# 「レポート5」のご案内について

当協会を繰り返しご利用いただいている中小企業・小規模事業者の方に対し、保証料率を割引する新商品「レポート5」の取扱いを実施しています。

本商品は、当協会の保証付融資を5回以上完済されている方を対象として、保証料率を通常より平均20%割引しています。

## 《通常の保証料率》

区分	貸借対照表あり									貸借対照表なし
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	1.15%



※平均 20%割引

## 《「レポート5」の保証料率》

責任共有保証料率	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	0.92%
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

「中小企業の会計処理に関する割引」を利用された場合、保証料率が更に0.1%割引となります。

たとえば、最も低い保証料率0.31%の場合、「0.21%」の保証料率でご利用いただけます。

## 「レポート5」の概要

対象となる方	当協会の保証付融資を5回以上完済されている方
保証期間	運転資金 : 5年以内(うち据置期間6か月以内) 設備資金(運転・設備資金を含む) : 7年以内(うち据置期間6か月以内)
金利	金融機関所定利率
保証限度額	個人・法人 2億8,000万円(組合の場合は4億8,000万円) ※一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内
担保	必要に応じて提供していただきます
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要です
実施期間	平成27年6月1日から平成28年3月31日 ※上記の期間内に保証協会でご申込を受付したものが対象となります

※上表は制度の概要を示したものです。詳細についてはお問い合わせください。